

SOSの出し方に関する教育推進委員会 設置要綱

(設置)

第1 現在、都内公立学校において実施している「SOSの出し方に関する教育」の取組状況について見直し、課題を明らかにするとともに、児童・生徒の「SOSを出す力」、教職員の「子供のSOSを受け止め支援する力」を向上させるための方策等について検討するため、SOSの出し方に関する教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、SOSの出し方に関する教育において、次の事項について検討する。

- (1) 都内公立学校において実施している「SOSの出し方に関する教育」の取組状況を見直すとともに、課題となっている事項
- (2) SOSの出し方に関する教育を一層推進するための事項や具体的な方法
 - ① 児童・生徒の「SOSを出す力」等の育成のための教材動画
 - ② 教職員の「子供のSOSを受け止め支援する力」の向上のための研修動画
 - ③ 学校で活用できる資料等
 - ④ その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、別紙に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。

(招集等)

第4 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、設置の日から令和6年3月31日までとする。

(会議及び会議記録)

第6 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開とする。

(事務局)

第7 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁指導部指導企画課においてこれを処理する。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和5年7月31日から施行する。